

2018年12月12日

株式会社第三銀行

元行員による不祥事件について

今般、株式会社第三銀行（本店 三重県松阪市、頭取 岩間 弘）におきまして、下記のとおり、不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い信用を第一とする金融機関として、かかる事態を招いたことにつきまして役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいておりますお客様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行元行員（男性、25歳、営業担当）が2017年10月から2018年9月にかけて、定期積金の掛け金、普通預金からの入出金の一部を着服・流用していたことが、発覚いたしました。

着服・流用累計額は1,326,000円で、うち630,000円は元行員が補てんしていたため発覚時の被害額は696,000円でした。なお、被害額については、既に全額弁済されております。

2. 監督官庁等への通報等

事件発覚後、速やかに法令に基づく監督官庁への届出をしております。また、所轄の警察にも通報を行っております。なお、被害額が全額弁済されており、被害にあわれたお客様が被害届を出されないことから告訴はしない方針です。

3. 人事処分

2018年10月25日付で元行員を懲戒解雇処分といたしました。また、会長、頭取はじめ関係者の処分を実施いたしました。

4. 今後の対応

当行は、これまでもコンプライアンス（法令等遵守）の充実・強化を、経営の最重要課題として認識し、態勢整備に努めてまいりましたが、今回の事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、役職員の倫理観の更なる向上、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、信頼回復に向けて全行を挙げて取組んでまいります。

以上

【本件に関するご照会先】

第三銀行 総合企画部 広報課

電話 0598-25-0363